



<p>ことができるものとする。</p> <p>2 事業の停止期間は、別表第3の処分事由欄に該当する違反行為又は別表第5の処分事由欄に該当する<u>違反行為等</u>については同表の停止期間欄に掲げる日数とし、別表第4の処分事由欄に該当する違反行為については改善等に要する期間とする。</p> <p>3 <u>別表第3及び別表第5</u>に係る事業の停止の範囲について、次の各号のいずれかに該当する場合は全部とする。</p> <p>(1) <u>違反行為等</u>を行った者が当該処理業者若しくは当該法人の役員又は管理監督責任者であるとき、並びにこれらの者が当該非行行為に関与していると認められるとき。</p> <p>(2) 従業員が<u>違反行為等</u>を行った場合で、<u>役員等</u>が指導監督に適正を欠いていたとき。</p> <p>(3) 従業員の<u>違反行為等</u>を知り得たにもかかわらず、<u>役員等</u>がその事実をいんべいし、又は黙認したとき。</p>	<p>ことができるものとする。</p> <p>2 事業の停止期間は、別表第3の処分事由欄に該当する違反行為又は別表第5の処分事由欄に該当する<u>非行行為</u>については同表の停止期間欄に掲げる日数とし、別表第4の処分事由欄に該当する違反行為については改善等に要する期間とする。</p> <p>3 <u>別表第5</u>に係る事業の停止の範囲について、次の各号のいずれかに該当する場合は全部とする。</p> <p>(1) <u>非行行為</u>を行った者が当該処理業者若しくは当該法人の役員又は管理監督責任者であるとき、並びにこれらの者が当該非行行為に関与していると認められるとき。</p> <p>(2) 従業員が<u>非行行為</u>を行った場合で、<u>当該処理業者若しくは当該法人の役員又は管理監督責任者</u>が指導監督に適正を欠いていたとき。</p> <p>(3) 従業員の<u>非行行為</u>を知り得たにもかかわらず、<u>当該処理業者若しくは当該法人の役員又は管理監督責任者</u>がその事実をいんべいし、又は黙認したとき。</p>
<p><u>(反則行為に関する処理手続の特則)</u></p> <p><u>第7条</u> 神戸市(以下「市」)が認めた反則行為の累積回数が、過去3年間に3回を超える反則行為であるときは、直近の該当反則行為車両を前条第1項の事業停止とする。ただし、道路の状況その他の事情によりやむを得ないと認められるときは、この限りではない。</p> <p>2 反則行為の累積回数の計算は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) <u>通行禁止違反(逆走)、乗車積載方法違反(ステップ乗車)</u>は、それぞれ1回毎に反則行為2回として数えることとし、その他の反則行為は、その行為毎に反則行為1回に数える。</p> <p>(2) <u>ふさわしくない行為を市が信用失墜行為として認めたときは、反則行為1回に数える。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>(施設の使用の停止)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p>	<p>(施設の使用の停止)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p>
<p>(市の処理施設への搬入の停止)</p> <p><u>第9条</u> 処理業者又は事業者が条例第21条第5項に規定する違反行為を行ったときは、<u>処理業者又は事業者に対して市処理施設への搬入を10日間停止することができるものとする。</u></p>	<p>(市の処理施設への搬入の停止)</p> <p><u>第7条</u> 処理業者又は事業者が条例第21条第5項に規定する違反行為を行ったときは、<u>当該車両を対象に市処理施設への搬入を10日間停止することができるものとする。</u></p>
<p>(報告の徴収)</p> <p><u>第10条</u> 法第18条第1項及び条例第52条第2項による報告徴収において、明示的あるいは黙示的に報告を拒否する場合のみならず、報告内容に著しい報告漏れがあるなど、意図的かつ実質的な報告の拒否と判断される場合には、報告義務違反として取り扱うものとする。</p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>(立入検査)</p> <p><u>第11条</u> 法第19条第1項及び条例第19条第1項による立入検査において、検査を積極的に拒否する場合でなくとも、実質的に立入検査ができない状態を積極的に生じさせるなど実質的に拒否又は忌避に該当すると判断される場合には、検査拒否又は忌避として取り扱うものとする。</p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>(複数<u>                    </u>違反に対する取扱い)</p> <p><u>第12条</u> 別表第3又は別表第5に掲げる複数の処分事由に該当する場合には、当該違反行為等に適用される停止期間をそれぞれ加算することができるものとする。</p>	<p>(複数の条項に係る違反<u>                    </u>)</p> <p><u>第8条</u> 別表第3又は別表第5に掲げる複数の処分事由に該当する場合には、当該違反行為<u>                    </u>に適用される停止期間をそれぞれ加算することができるものとする。</p>
<p><u>(軽減の対象)</u></p> <p><u>第13条</u> 違反行為等を行った場合において、それが次の各号のいずれかに該当すると市が認めたときは、前7条の規定にかかわらず、<u>軽減することができる。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>



別表第1 許可の取消し <u>(第5条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条関係)</u>	別表第1 許可の取消し <u>(第4条関係)</u>																																																								
別表第2 指定の取消し <u>(第5条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条関係)</u>	別表第2 指定の取消し <u>(第4条関係)</u>																																																								
別表第3 事業の _____ 停止、施設の使用停止 <u>(第6条、第7条、第8条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条関係)</u>	別表第3 事業の全部又は一部の停止、施設の使用停止 <u>(第5条、第6条、第8条、第9条関係)</u>																																																								
別表第4 許可の取消、事業の _____ 停止、又は施設の使用停止 <u>(第5条、第6条、第8条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条関係)</u>	別表第4 許可の取消、事業の全部若しくは一部の停止、又は施設の使用停止 <u>(第4条、第5条、第6条関係)</u>																																																								
別表第5 事業の _____ 停止 <u>(第6条、第7条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条関係)</u>	別表第5 事業の全部又は一部の停止 <u>(第5条、第8条、第9条関係)</u>																																																								
<p>(1) 条例第15条の2第1号関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>処分事由</th> <th>停止期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">飲酒運転</td> <td>(1) 酒酔い運転をした場合。</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td>(2) 酒気帯び運転をした場合（事故を伴う）。</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td>(3) 酒気帯び運転をした場合（事故を伴わない）。</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>(4) 飲酒運転であることを知りながらそれを容認した場合。</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">交通事故（人身事故を伴うもの）</td> <td>(1) 重大な過失により人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合。</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td>(2) 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合において事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合。</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>(3) 重大な過失により人に傷害を負わせた場合</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>(4) 人に傷害を負わせた場合において事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合。</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他の交通法規違反</td> <td>(1) 物の損壊に係る交通事故を起こして事故後の危険防止を怠る等措置義務違反をした場合。</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>(2) 無免許運転をした場合。</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>(3) 業務車両の交通により、その他の<u>反則行為</u>を除いた<u>道路交通法の違反</u>をした場合。</td> <td>上記に準じて決定する</td> </tr> </tbody> </table>	区分	処分事由	停止期間	飲酒運転	(1) 酒酔い運転をした場合。	30日	(2) 酒気帯び運転をした場合（事故を伴う）。	30日	(3) 酒気帯び運転をした場合（事故を伴わない）。	10日	(4) 飲酒運転であることを知りながらそれを容認した場合。	30日	交通事故（人身事故を伴うもの）	(1) 重大な過失により人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合。	30日	(2) 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合において事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合。	10日	(3) 重大な過失により人に傷害を負わせた場合	10日	(4) 人に傷害を負わせた場合において事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合。	5日	その他の交通法規違反	(1) 物の損壊に係る交通事故を起こして事故後の危険防止を怠る等措置義務違反をした場合。	3日	(2) 無免許運転をした場合。	5日	(3) 業務車両の交通により、その他の <u>反則行為</u> を除いた <u>道路交通法の違反</u> をした場合。	上記に準じて決定する	<p>(1) 条例第15条の2第1号関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>処分事由</th> <th>停止期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">飲酒運転</td> <td>(1) 酒酔い運転をした場合。</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td>(2) 酒気帯び運転をした場合（事故を伴う）。</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td>(3) 酒気帯び運転をした場合（事故を伴わない）。</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>(4) 飲酒運転であることを知りながらそれを容認した場合。</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">交通事故（人身事故を伴うもの）</td> <td>(1) 重大な過失により人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合。</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td>(2) 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合において事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合。</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>(3) 重大な過失により人に傷害を負わせた場合</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>(4) 人に傷害を負わせた場合において事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合。</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他の交通法規違反</td> <td>(1) 物の損壊に係る交通事故を起こして事故後の危険防止を怠る等措置義務違反をした場合。</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>(2) 無免許運転をした場合。</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>(3) 業務車両の交通により、その他の _____ <u>道路交通法の違反</u>をした場合。</td> <td>上記に準じて決定する</td> </tr> </tbody> </table>	区分	処分事由	停止期間	飲酒運転	(1) 酒酔い運転をした場合。	30日	(2) 酒気帯び運転をした場合（事故を伴う）。	30日	(3) 酒気帯び運転をした場合（事故を伴わない）。	10日	(4) 飲酒運転であることを知りながらそれを容認した場合。	30日	交通事故（人身事故を伴うもの）	(1) 重大な過失により人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合。	30日	(2) 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合において事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合。	10日	(3) 重大な過失により人に傷害を負わせた場合	10日	(4) 人に傷害を負わせた場合において事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合。	5日	その他の交通法規違反	(1) 物の損壊に係る交通事故を起こして事故後の危険防止を怠る等措置義務違反をした場合。	3日	(2) 無免許運転をした場合。	5日	(3) 業務車両の交通により、その他の _____ <u>道路交通法の違反</u> をした場合。	上記に準じて決定する
区分	処分事由	停止期間																																																							
飲酒運転	(1) 酒酔い運転をした場合。	30日																																																							
	(2) 酒気帯び運転をした場合（事故を伴う）。	30日																																																							
	(3) 酒気帯び運転をした場合（事故を伴わない）。	10日																																																							
	(4) 飲酒運転であることを知りながらそれを容認した場合。	30日																																																							
交通事故（人身事故を伴うもの）	(1) 重大な過失により人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合。	30日																																																							
	(2) 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合において事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合。	10日																																																							
	(3) 重大な過失により人に傷害を負わせた場合	10日																																																							
	(4) 人に傷害を負わせた場合において事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合。	5日																																																							
その他の交通法規違反	(1) 物の損壊に係る交通事故を起こして事故後の危険防止を怠る等措置義務違反をした場合。	3日																																																							
	(2) 無免許運転をした場合。	5日																																																							
	(3) 業務車両の交通により、その他の <u>反則行為</u> を除いた <u>道路交通法の違反</u> をした場合。	上記に準じて決定する																																																							
区分	処分事由	停止期間																																																							
飲酒運転	(1) 酒酔い運転をした場合。	30日																																																							
	(2) 酒気帯び運転をした場合（事故を伴う）。	30日																																																							
	(3) 酒気帯び運転をした場合（事故を伴わない）。	10日																																																							
	(4) 飲酒運転であることを知りながらそれを容認した場合。	30日																																																							
交通事故（人身事故を伴うもの）	(1) 重大な過失により人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合。	30日																																																							
	(2) 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合において事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合。	10日																																																							
	(3) 重大な過失により人に傷害を負わせた場合	10日																																																							
	(4) 人に傷害を負わせた場合において事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合。	5日																																																							
その他の交通法規違反	(1) 物の損壊に係る交通事故を起こして事故後の危険防止を怠る等措置義務違反をした場合。	3日																																																							
	(2) 無免許運転をした場合。	5日																																																							
	(3) 業務車両の交通により、その他の _____ <u>道路交通法の違反</u> をした場合。	上記に準じて決定する																																																							

(3) 条例第15条の2第3号関係		
区分	処分事由	停止期間
犯罪行為 —	<u>(1) 横領、贈賄、窃盗、詐欺、恐喝、公文書偽造、傷害、麻薬・覚せい剤の所持又は使用</u>	30日
	<u>(2) 暴行・けんか</u>	3日
	<u>(3) 器物損壊</u>	3日
	<u>(4) その他の犯罪行為</u>	上記に準じて決定する
廃棄物の不適正搬入等	<u>(1) 爆発物などの危険物、処理困難物（一時多量排出廃棄物を含む）、市域外の廃棄物若しくは産業廃棄物を処理施設に搬入又は市の指示に従わないなど不適正搬入行為等又は収集車の積載物が落下、飛散若しくはその恐れが著しくある場合</u>	30日
	<u>(2) 処理施設への搬入手数料逃れ又は滞納行為</u>	30日
	<u>(3) 反則行為</u>	10日
	<u>(4) 処理施設内で人身事故を起こした場合</u>	5日
	_____	—
	_____	—
	<u>(5) 処理施設内で施設に損害を与えた場合</u>	3日
<u>(6) その他の不適正搬入</u>	上記に準じて決定する	

(3) 条例第15条の2第3号関係		
区分	処分事由	停止期間
犯罪行為等	<u>(1) 横領</u>	30日
	<u>(2) 贈賄</u>	30日
	<u>(3) 窃盗</u>	30日
	<u>(4) 詐取</u>	30日
	<u>(5) 麻薬、覚せい剤の所持又は使用</u>	30日
	<u>(6) 詐欺・恐喝</u>	30日
	<u>(7) 公文書偽造</u>	10日
	<u>(8) 傷害</u>	10日
	<u>(9) 脅迫</u>	10日
	<u>(10) 暴行・けんか</u>	3日
	<u>(11) 器物損壊</u>	3日
	<u>(12) その他の非行行為</u>	上記に準じて決定する
廃棄物の不適正搬入等	<u>(1) 爆発物などの危険物を処理施設に搬入した場合</u>	30日
	<u>(2) 処理困難物（一時多量排出廃棄物を含む。）を、市の指示に従わず処理施設に搬入した場合</u>	10日
	<u>(3) 市域外の廃棄物を処理施設に搬入した場合</u>	10日
	<u>(4) 産業廃棄物を処理施設に搬入した場合</u>	10日
	<u>(5) 処理施設への搬入手数料_____滞納行為</u>	10日
	_____（新設）	—
	<u>(6) 処理施設内で人身事故を起こした場合</u>	5日
	<u>(7) 処理施設内にて、係員の指示指導に従わなかった場合</u>	5日
	<u>(8) 収集車の積載物が落下、飛散若しくはその恐れが著しくある場合</u>	5日
	<u>(9) 処理施設内で施設に損害を与えた場合</u>	3日
<u>(10) その他の不適正搬入</u>	上記に準じて決定する	